

火山災害対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、雲仙岳噴火災害、御嶽山噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえ、県、町、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、富士見町防災会議が作成する「富士見町地域防災計画」の「火山災害対策編」として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 富士見町国土強靱化地域計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

富士見町国土強靱化地域計画は、大規模災害等に対する町土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本町における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、富士見町の国土強靱化に関する部分については、富士見町国土強靱化地域計画の総合目標「いのち・生活・財産を守り、災害に強いまちづくり」を基本とし、基本目標である

- ① 町民の生命の保護を最大限図る
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けないよう維持する
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- ④ 本町の迅速な復旧・復興を行う

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

また、本町の国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、「事前に備えるべき目標」として、起こりうる事態に対して、以下のとおり7つの目標を設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- ③ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- ④ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- ⑤ 流通・経済活動を停滞させないこと
- ⑥ 二次的な被害を発生させないこと
- ⑦ 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに努めること

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

参照

風水害対策編 第1章第2節（P4）

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 火山防災協議会

火山防災協議会は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

アからケは、風水害対策編1(3)アからケと同一。次の「コ その他」を追加する。

コ その他

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
火山防災協議会	ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関すること。 (ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。 (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。 (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。 (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制に関すること。 (オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関すること。 (カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関すること。

第4節 防災面からみた富士見町の概況

参照

風水害対策編 第1章第4節（P15）

第2章 災害予防計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

基本方針	
・町は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行うものとする。	
主な取り組み	
1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等災害に強い町土を形成する。	
2 火山災害に強いまちづくりを推進する。	
実施機関	
(通常時) 総務課 建設課	(災対本部体制下) ー

計画の内容

1 火山災害に強い町土づくり

(1) 現状及び課題

本町に近接して、過去に噴火の履歴がある、活火山の横岳が位置しており、火山災害による大きな被害が懸念されることから、火山災害に強い安全な町土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、火山災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 火山災害に強い町土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (カ) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。
- (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】(交通・通信施設管理機関)

基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努めるものとする。その際、各火山の特性を十分考慮するものとする。
- c 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。
- d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図るものとする。
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進するものとする。
- f 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- g 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- h 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。
- i 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。

(オ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえることに十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努めるものとする。
- f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

（カ）火山災害警戒地域の指定

- a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための協議会を組織する。なお、火山災害警戒地域に含まれない市町村も、火山防災協議会に任意に参加できるものとする。
- b 火山災害警戒地域の指定があったときは、町地域防災計画において次の事項を定めるものとする。

- （a）火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
- （b）警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について町長が行う通報及び警告に関する事項
- （c）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- （d）避難・救助に係る広域調整に関する事項
- （e）その他必要な警戒避難体制に関する事項
- （f）避難促進施設に関する事項

また、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、避難促進施設として、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、町地域防災計画において、

火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

なお、避難促進施設に指定された施設は、避難確保計画を作成しなければならない。

- c 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制を検討するため、「噴火シナリオ」「火山ハザードマップ」「噴火警戒レベル」「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。
- d 町防災会議は、町地域防災計画において、活動火山対策特別措置法第6条第1項の事項について、定めるときは火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- e 町地域防災計画に基づき、火山災害警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(キ) 避難経路の設定

住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては火山防災協議会が定める避難計画に基づき定めるものとする。

(ク) 避難促進施設の指定

町防災会議は、避難促進施設の指定にあたり、各火山防災協議会において検討を行う火山現象影響範囲を踏まえるものとする。ただし、具体的な基準が各火山防災協議会において検討された場合には、その基準を基本とする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- b 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努めるものとする。
- c 火山災害警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、必要と認める地域については、警戒避難体制を整備するものとし、地域防災計画において、警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら各地域の実情に応じて必要な事項を定めるものとする。

(イ) ライフライン施設の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- c ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害

状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえることに十分留意して災害応急対応を講じるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。
- f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- g 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

ウ【火山防災協議会が実施する計画】

活動火山対策特別措置法第 4 条に基づく火山防災協議会は、火山災害の特徴に応じた警戒避難体制を整備するため、関係する都道府県及び市町村が一堂に会し、かつ、火山現象について専門的知見を有する様々な者が参画して、「火山単位」の統一的な警戒避難体制について下記事項の協議を行うものとする。

- (ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」
- (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」
- (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」
- (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制
- (オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施
- (カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に伝達される体制
- (キ) 退避壕・退避舎等の整備の必要性についての検討

第2節 災害発生直前対策

基本方針	
・火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。	
主な取組み	
1 火山の異常を把握した際、住民、登山者等に対して行うわかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を図る。 2 住民の避難誘導体制を整備する。	
実施機関	
(通常時) 総務課	(災対本部体制下) —

計画の内容

1 住民、登山者等に対する情報の伝達体制の整備

住民に対する情報の伝達体制の整備、噴火警報等の発表の基準、伝達の経路については、風水害対策第3章第1節「災害直前活動」とおりである。

県及び町は、気象台、他市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、登山者等及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図るものとする。

2 避難誘導体制の整備

ア【県及び町が実施する計画】

(ア) 県及び町は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。

(イ) 県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

イ【町が実施する計画】

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

風水害対策編第2章第11節「避難の受入活動計画」参照

第3節 情報の収集・連絡体制計画

基本方針	
・災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 ・県、町、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報が確実に伝達される通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。	
主な取組み	
1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図るとともにわかりやすい情報提供、関係機関の連携強化に努める。 2 県・町は、防災関連情報のデータベース化を図り、火山に関するハザードマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 3 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化等を推進する。	
実施機関	
(通常時) 総務課	(災対本部体制下) ー

計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、町、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。
- (イ) 関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。
- (ウ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
- (エ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (オ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (カ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究するものとする。
- (キ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (ク) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進するものとする。
- (ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。
- (コ) 噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。
- (サ) 火山防災情報の登山者への伝達をより確実にするため、町防災行政無線、Lアラート

（災害情報共有システム）、広報車、防災行政情報配信アプリ「ふじみ防災行政ナビ」、携帯端末の緊急速報メール機能、町ホームページ、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

イ【気象庁が実施する計画】

- （ア）火山活動の状態をわかりやすく伝え、地方公共団体の的確な防災対応に資するよう、火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を5段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について火山防災協議会での検討を通じて進めると共に、噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準について、科学的知見に基づく精査を行い、火山防災協議会と事前に調整、情報共有した上で公表する。
- （イ）火山活動の変化を観測した場合、火山の状況に関する解説情報（臨時）を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。
- （ウ）気象庁、内閣府、県、町は、火山の状況に関する解説情報（臨時）に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応、手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し定めておくものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- （ア）県及び町、関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。
- （イ）関係機関と協力し、噴火警戒レベル1の段階も含めた防災対応について検討を行うものとする。
- （ウ）火山情報を地元の関係者や一般の人々が行動に結びつけることができるよう情報提供に努めるものとする。（長野地方气象台）
- （エ）被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- （オ）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- （カ）火山防災協議会において、噴火警戒レベルの引き下げの考え方についてあらかじめ検討し、関係機関で共有する。
- （キ）火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。

2 情報の分析整理

県及び町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

3 通信手段の強化

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 火山災害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。
- (オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

第4節 活動体制計画

基本方針	
・災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 ・このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図るものとする。	
主な取り組み	
1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図るとともに、火山近隣地域の火山防災協議会の総合調整を行う。 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。	
実施機関	
(通常時) 総務課	(災対本部体制下) ー

計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及び、マニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものと

する。

- (ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

住民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、町にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 災害対策基本法第16条に基づき、町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した町地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、町及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

ア【県、町及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【町及び関係機関が実施する計画】

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第5節 広域相互応援計画

参照

風水害対策編 第2章第5節（P37）

第6節 救助・救急・医療計画

参照

風水害対策編 第2章第6節（P40）

第7節 消防・水防活動計画

参照

風水害対策編 第2章第7節（P44）

第8節 要配慮者支援計画

参照

風水害対策編 第2章第8節（P48）

第9節 緊急輸送計画

参照

風水害対策編 第2章第9節（P56）

第10節 障害物の処理計画

参照

風水害対策編 第2章第10節（P59）

第11節 避難の受入活動計画

参照

風水害対策編 第2章第11節（P60）

第12節 孤立防止対策

参照

風水害対策編 第2章第12節（P69）

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

参照

風水害対策編 第2章第13節（P72）

第14節 給水計画

参照

風水害対策編 第2章第14節（P75）

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

参照

風水害対策編 第2章第15節（P77）

第16節 危険物施設等災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第16節（P79）

第17節 電気施設災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第17節（P81）

第18節 都市ガス施設災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第18節（P82）

第19節 上水道施設災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第19節（P84）

第20節 下水道施設等災害予防計画

基本方針	
・下水道施設等の建設に当たっては、各火山が持つ固有の活動特性に応じ、施設の位置等について検討しなければならない。 ・下水道管理者等は、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、火山災害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。	
主な取り組み	
1 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 2 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 3 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 4 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。	
実施機関	
(通常時) 上下水道課、建設課	(災対本部体制下) ー

計画の内容

1 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、町とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び町が実施する計画】

- (ア) 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。
- (イ) 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。
- (ウ) 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

2 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び町が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

3 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。

下水道施設等が火山災害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、确实かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び町が実施する計画】

下水道台帳等を適切に調製・保管にするものとする。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、确实かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。

4 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

火山災害のように、復旧までに長期の期間を要する災害では、下水道施設等が被災した場合には、応急的な復旧のみでは対応に限界がある。

このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

ア【県及び町が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第2 1 節 通信・放送施設災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第2 1 節（P 87）

第2 2 節 鉄道施設災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第2 2 節（P 91）

第2 3 節 災害広報計画

参照

風水害対策編 第2章第2 3 節（P 92）

第2 4 節 土砂災害等の災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第2 4 節（P 94）

第2 5 節 建築物災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第2 5 節（P 99）

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

基本方針	
・火山噴火による道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、火山災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、火山災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。	
主な取組み	
1 道路及び橋梁の火山災害に対する安全性を確保する。 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 3 危険防止のための事前規制を行う。	
実施機関	
(通常時) 総務課 建設課	(災対本部体制下) ー

計画の内容

1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備

(1) 現状及び課題

火山噴火により、道路及び橋梁は火砕流・噴石降下で施設の破損、降灰による埋塞が予想される。また、噴火後の降雨による土石流で二次災害が予想される。

この対策として各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップを整備し、火山噴火等に対する避難のための道路整備を推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

町は、それぞれの施設整備計画により火山災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震改修を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進するものとする。(地方整備局)

(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、火山災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局)

(ウ) 東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

(エ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

火山災害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者並びに警察の機関 単独では対応が

遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 町は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

イ【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・町の協定等に協力するものとする。

(イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

(ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び町が情報共有できる体制の整備に努める。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

火山の異常な活動を把握し、道路及び橋梁に火山災害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

ア【道路管理者、警察が実施する計画】

火山災害が予想される場合、道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、火山活動に関する情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

第27節 河川施設等災害予防計画

基本方針	
・河川施設等は、火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、点検、整備等を行い安全の確保に努める。	
主な取組み	
1 火山災害が予想される堤防等の点検を行うとともに、安全性の向上を図るため河川の火山災害対応の整備を行う。	
2 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。	
実施機関	
(通常時) 総務課 建設課	(災対本部体制下) —

計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

火山災害の発生に伴い破堤等につながるものが予想されるため、火山災害対応の河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】 (中部地方整備局)

改善の必要性があると認められた施設について整備を図るものとする。

第28節 ため池災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第28節（P105）

第29節 農林水産物災害予防計画

基本方針	
・火山災害における農林水産関係の被害は、降灰による水稻、果樹、野菜等の農作物の生育不良や病害発生、水産物の斃死被害が予想されるとともに、噴火に伴う火砕流等による立木の倒壊・消失や生産・流通・加工施設被害なども予想される。 ・そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。	
主な取組み	
1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、町、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び町森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。	
実施機関	
(通常時) 産業課	(災対本部体制下) ー

計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

町等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

ウ【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

火山災害による立木の倒壊・消失防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【町が実施する計画】

(ア) 町森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。（中部森林管理局）
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- (ウ) 関係業界は、県、町と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- 町等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第30節 二次災害の予防計画

参照

風水害対策編 第2章第30節（P108）

第3 1 節 防災知識普及計画

基本方針	
・「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、町及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 ・また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災会等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 ・このため、県、町及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。	
主な取り組み	
1 住民、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者等」という。）に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。	
実施機関	
（通常時）総務課 子ども課	（災対本部体制下）－

計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

（1）現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

（2）実施計画

ア【町が実施する計画】

（ア）住民、登山者等に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- c 警報等や、避難指示等の意味や内容
- d 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- e 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正

常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

- f 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - g 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - h 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - i 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識
 - j 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - k 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - l 様々な条件下（登山中、家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - m 正確な情報入手の方法
 - n 要配慮者に対する配慮
 - o 男女のニーズの違いに対する配慮
 - p 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - q 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - r 平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容
 - s 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - t 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - u 各地域における避難対象地区に関する知識
 - v 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップや、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難の方法及び住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップを用いて火山災害の危険性を周知するものとする。
- (ウ) 自主防災会における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、火山防災エキスパート等の有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (カ) 登山者等に対し観光関係の事業者を通じて防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレット、関連施設等を通じて火山災害履歴や防災に関する知識の普及を図る。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (ク) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (ケ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(コ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【自主防災会等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災会等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災会等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

ウ【気象台が実施する計画】

- (ア) 火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報、噴火警戒レベル、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報、降灰予報、火山活動解説資料等の火山情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
- (イ) 登山者等が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、登山するかどうか自ら判断することができるように、気象庁ホームページ等で火山情報の周知に努める。
- (ウ) 登山者等が遅延なく防災対応が取ることができるよう、平時から火山観測データを公表するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

カ【登山者等が実施する計画】

自らの安全を確保するため、長野県登山安全条例に基づき、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）提出等行うものとする。

キ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

ク【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

（１）現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

（２）実施計画

ア【町が実施する計画】

町において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

イ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

（１）現状及び課題

保育園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

（２）実施計画

ア【県及び町が実施する計画】

（ア）学校においては、大規模災害にも対処できるように関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

（イ）消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（ウ）児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

（エ）教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚

を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

ア【県及び町が実施する計画】

県及び町は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- a 火山災害等に関する一般的な知識
- b 火山災害等が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 火山災害等対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後火山災害等対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び町が実施する計画】

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第32節 防災訓練計画

参照

風水害対策編 第2章第32節（P117）

第33節 災害復旧・復興への備え

参照

風水害対策編 第2章第33節（P120）

第34節 自主防災会等の育成に関する計画

参照

風水害対策編 第2章第34節（P122）

第35節 企業防災に関する計画

参照

風水害対策編 第2章第35節（P124）

第36節 ボランティア活動の環境整備

参照

風水害対策編 第2章第36節（P126）

第37節 財政調整基金等積立及び運用計画

参照

風水害対策編 第2章第37節（P128）

第38節 火山災害対策に関する調査研究及び観測

基本方針	
・火山災害にあつては、その災害事象が激甚かつ長期に及ぶことがあり、災害対策の推進に当たっては、様々な分野からの調査研究が重要となる。 ・既に、国においても、噴火予知をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、観光客の増加等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な火山災害対策の実施を図る。 ・また、平成26年9月27日の御嶽山の噴火を受け、監視及び火山活動に関する情報発表に必要な観測体制の強化を図る。	
主な取組み	
1 県・町・各機関が協力し火山災害等に関する情報収集整理等を行う。 2 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制の強化を行う。	
実施機関	
(通常時) 総務課	(災対本部体制下)

計画の内容

1 火山災害対策に関する調査研究及び観測

(1) 対策の内容

ア【町が実施する計画】

- (ア) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (イ) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各機関がそれぞれ行った火山災害対策等に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、町への提供について協力するものとする。
- (イ) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するものとする。
- (ウ) 水蒸気噴火の先行現象を確実に検知しその兆候の早期把握に努めるものとする。
 - a 火口付近への観測施設の増強
 - b 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握できる手法の開発
 - c 地元の専門家や日頃山を見ている人など現地からの情報を収集できるネットワークの構築
 - d 火山活動の監視と評価をよりの確に行うことのできる人材の確保及び育成
- (エ) 気象庁が常時監視する50の活火山に、横岳は含まれていない。

第39節 観光地の災害予防計画

参照

風水害対策編 第2章第39節（P130）

第40節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

参照

風水害対策編 第2章第40節（P132）

第3章 災害応急対策計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

基本方針	
・火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。	
主な取組み	
1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難指示等を発令する。	
実施機関	
（通常時）総務課 建設課 住民福祉課 産業課 上下水道課	（災対本部体制下）総務部 建設部 住民福祉部 産業部 上下水道部

活動の内容

1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策

（1）基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報・噴火速報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

（2）実施計画

●特別警報発表時の対応（下記内容以外は「●噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応」と同じ）

ア【町が実施する対策】住民等への周知の措置

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

●噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応

ア【長野地方気象台が実施する対策】

a 気象庁が発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、降灰予報、火山ガス予報、噴火に関する火山観測報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達すると共に、県、関係市町村等へ必要な解説を行うものとする。

b 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙１のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第12条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」、「噴火速報」をいう。

c 噴火警報・予報

・噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

・噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

d 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。

国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、町・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山 乗鞍岳、弥陀ヶ原 ※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用
噴火警戒レベルが運用されていない火山	横岳、アカンダナ山、妙高山

（a）噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）	4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	3 (入山規制)

		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	1 (活火山であることに留意)

(b) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名 称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別警戒	噴火警戒 (居住地域) 又は噴火警戒	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	居住地域 厳重警戒
警戒	噴火警戒 (火口周辺) 又は 火口周辺警戒	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることに留意

e 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警戒を發表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒を發表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を發表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警戒を發表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時發表する。

f 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を 24 時間体制で観測・監視している火山を主な対象として發表する。

g 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

h 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。

i 火山現象に関する情報等

●噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

●火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

●月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

●噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

イ【町が実施する対策】

a 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、本計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を町防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、町は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

b 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに町長又は警察官に通報するものとする。

a 噴煙：噴煙の増加又は減少、色の変化

b 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化

c 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

d 鳴動：異常音の発生

e 火山性地震：有感地震の発生

f 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度・色等の変化の変化

g 河川、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

h その他：火映、異常臭、動物の異常行動、動物の死体など異常現象の通報系統図は、別紙2のとおり。

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されていない火山では、レベルが運用されている火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア【長野地方気象台が実施する対策】

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対し解説を行うものとする。

イ【町が実施する対策】

(ア) 噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されている火山のレベルに応じた防災対応は、町の地域防災計画等で定めるものとする。

(イ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山では、噴火警戒レベルが運用されている火山に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行うものとする。

3 警戒区域の設定、避難指示等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、避難指示等を発令するなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示等の発令、警戒区域の設定等を行うものとする。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(イ) 町は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

(ウ) 設定、避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、災害が発生するおそれのある場合には避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(エ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

(オ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

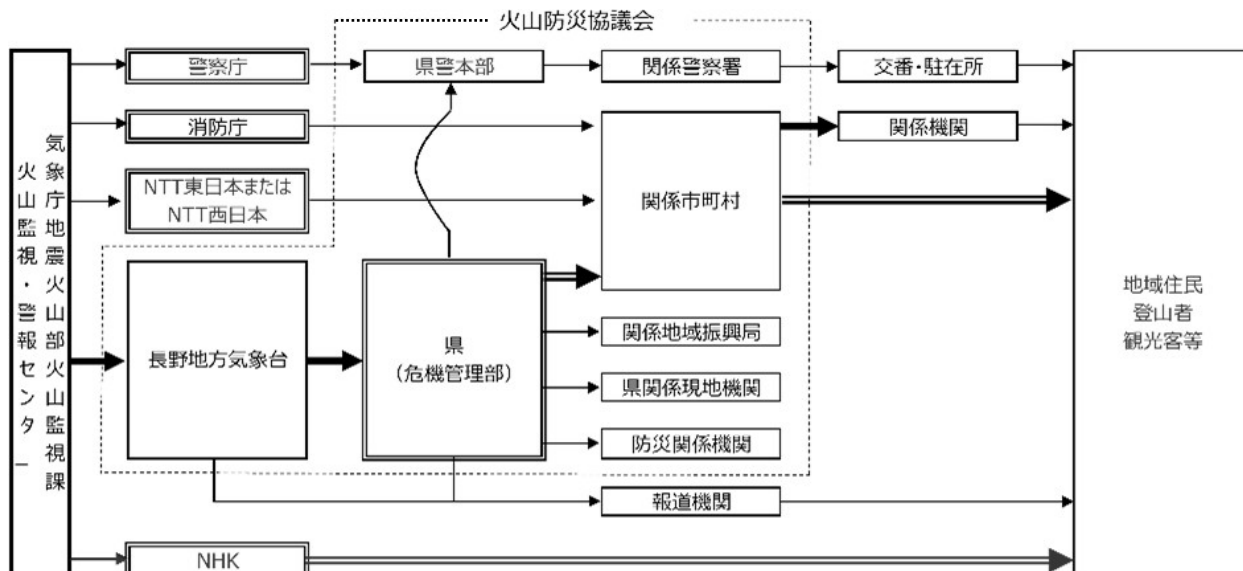
(カ) 警戒区域、避難指示等の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図

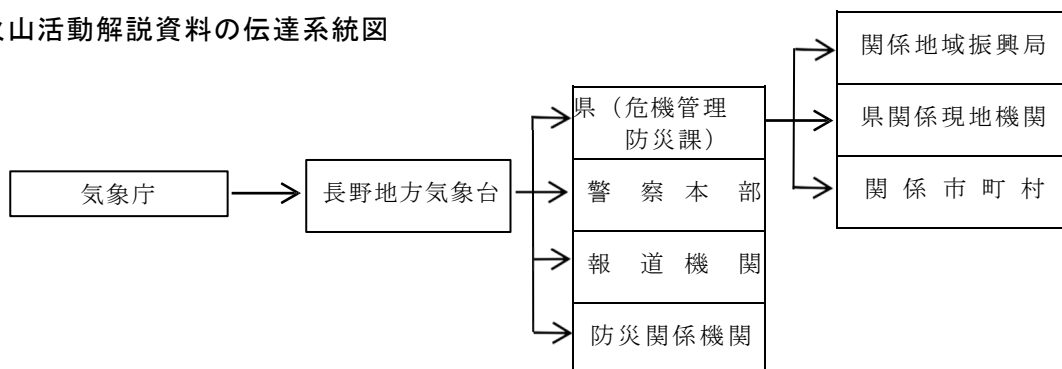


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

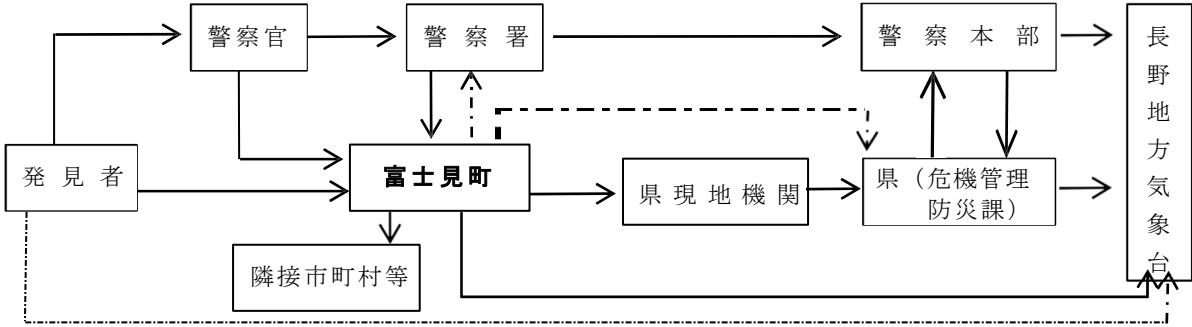
(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、本計画に定める、町の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

別紙2 異常現象の通報系統図（----- は副系統を示す）



別紙3 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警戒レベル表

本町より最も近い活火山である横岳は噴火警戒レベルが運用されていない火山にあたる。

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等（キーワード）
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲において厳重に警戒
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は火口噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒（入山危険）
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒（火口周辺危険）
予報	噴火予報	火口内等	（活火山であることに留意）

第2節 災害情報の収集・連絡活動

参照

風水害対策編 第3章第2節（P151）

第3節 非常参集職員の活動

参照

風水害対策編 第3章第3節（P164）

第4節 広域相互応援活動

参照

風水害対策編 第3章第4節（P181）

第5節 ヘリコプターの運用計画

参照

風水害対策編 第3章第5節（P187）

第6節 自衛隊の災害派遣

参照

風水害対策編 第3章第6節（P192）

第7節 救助・救急・医療活動

参照

風水害対策編 第3章第7節（P196）

第8節 消防・水防活動

参照

風水害対策編 第3章第8節（P199）

第9節 要配慮者に対する応急活動

参照

風水害対策編 第3章第9節（P202）

第10節 緊急輸送活動

参照

風水害対策編 第3章第10節（P205）

第11節 障害物の処理活動

基本方針	
・発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつこれら活動を阻害する道路上の火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。 ・障害となる物件については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。	
主な取り組み	
1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。 2 所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る集積、処分については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。	
実施機関	
（通常時）建設課 総務課	（災対本部体制下）建設部 総務部

活動の内容

1 障害物除去処理

（1）基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の火山噴出物、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。

（2）実施計画

ア【町が実施する対策】

（ア）障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

（イ）放置車両等の移動等

a 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（ウ）応援協力体制

a 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

b 町限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

（ア）実施機関

自己の所有又は管理する障害物の除去は、その者が行うものとする。

（イ）障害物除去の方法

緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去を行うものとする。（地方整備局）

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

る。

(ウ) 放置車両等の移動等

a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(オ) 応援協力体制

a 各機関限りで実施困難のときは、町長に応援協力を要請するものとする。

b 町等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 応援協力体制

a 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

b 町限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

c 障害物が二次災害の原因にならないような場所

- d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、町長に応援協力を要請するものとする。
 - b 町等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

3 火山噴出物等の火山噴出物の除去

(1) 基本方針

火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という）の除去は、施設等の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る火山噴出物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、事前に集積場所の確保を図るとともに、速やかな除去を行う。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

- (ア) 火山噴出物の除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (イ) 応援協力体制
 - a 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
 - b 町限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 実施機関
 - 各機関の施設、敷地内の火山噴出物の除去、集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (イ) 火山噴出物の除去の方法
 - a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
 - b 除去、集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (ウ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (エ) 火山噴出物の集積場所
 - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。
 - a 集積するものについては、その集積する火山噴出物の多寡に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 火山噴出物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、町長に応援協力を要請するものとする。
 - b 町等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

第12節 避難受入及び情報提供活動

参照

風水害対策編 第3章第12節（P211）

第13節 孤立地域対策活動

参照

風水害対策編 第3章第13節（P235）

第14節 食料品等の調達供給活動

参照

風水害対策編 第3章第14節（P238）

第15節 飲料水の調達供給活動

参照

風水害対策編 第3章第15節（P240）

第16節 生活必需品の調達供給活動

参照

風水害対策編 第3章第16節（P243）

第17節 保健衛生、感染症予防活動

参照

風水害対策編 第3章第17節（P244）

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

参照

風水害対策編 第3章第18節（P247）

第19節 廃棄物の処理活動

参照

風水害対策編 第3章第19節（P249）

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

参照

風水害対策編 第3章第20節（P251）

第21節 危険物施設等応急活動

参照

風水害対策編 第3章第21節（P252）

第22節 電気施設応急活動

参照

風水害対策編 第3章第22節（P255）

第23節 都市ガス施設応急活動

参照

風水害対策編 第3章第23節（P257）

第24節 上水道施設応急活動

参照

風水害対策編 第3章第24節（P259）

第25節 下水道施設等応急活動

参照

風水害対策編 第3章第25節（P260）

第26節 通信・放送施設応急活動

参照

風水害対策編 第3章第26節（P262）

第27節 鉄道施設応急活動

参照

風水害対策編 第3章第27節（P264）

第28節 災害広報活動

参照

風水害対策編 第3章第28節（P266）

第29節 土砂災害等応急活動

参照

風水害対策編 第3章第29節（P268）

第30節 建築物災害応急活動

参照

風水害対策編 第3章第30節（P271）

第31節 道路及び橋梁応急活動

参照

風水害対策編 第2章第31節（P273）

第32節 河川施設等応急活動

参照

風水害対策編 第3章第32節（P275）

第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

基本方針	
・災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。 ・被害を最小限に抑えるために以下のような応急活動を行う。	
主な取組み	
1 建築物や構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。 3 大規模土砂流出、倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。 4 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。	
実施機関	
(通常時) 総務課 建設課 消防課	(災対本部体制下) 総務部 建設部 消防部

活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物関係]

災害発生時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から住民を守るための措置をとる必要がある。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。

(2) 実施計画

[建築物関係]

ア【県及び町が実施する対策】

火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は応急危険度判定士の制度を活用するものとする。

[道路及び橋梁関係]

ア【町が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。

(イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。

- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、火山による直接的被害よりも施設の延焼、倒壊等による誘爆・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、災害後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

二次災害を防止するためには、状況に応じて液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び容器の回収を実施することが必要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【町が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

ア【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

[高圧ガス関係]

ア【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。

a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。

b 施設の保安責任者は、災害時は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに

警察官及び消防機関に通報するものとする。

- c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。
 - f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア【(一社)長野県LPガス協会が実施する対策】

災害時に液化石油ガス一般消費先に対して、状況に応じて、消防・警察の指導のもとで緊急点検及び容器の回収を行うものとする。

[毒物劇物関係]

ア【町が実施する対策】

- (ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。
- (イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

イ【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。
- (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。
- (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び町と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

降灰後の大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置をとる。

(2) 実施計画

ア【町が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

第34節 ため池災害応急活動

参照

風水害対策編 第3章第34節（P281）

第35節 農林水産物災害応急活動

参照

風水害対策編 第3章第35節（P282）

第36節 文教活動

参照

風水害対策編 第3章第36節（P284）

第37節 飼養動物の保護対策

参照

風水害対策編 第3章第37節（P287）

第38節 ボランティアの受入れ体制

参照

風水害対策編 第3章第38節（P288）

第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

参照

風水害対策編 第3章第39節（P291）

第40節 災害救助法の適用

参照

風水害対策編 第3章第40節（P293）

第4 1 節 観光地の災害応急対策

基本方針	
・御嶽山噴火災害のように災害発生時に火山への登山者が被災した場合、また、観光地へ通ずる道路が寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、町、関係機関が連携し、対応していく。	
主な取組み	
1 火山災害が発生した際には県、町、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。 3 火山噴火時の登山者等の安全確保に努める。	
実施機関	
(通常時) 産業課 消防課	(災対本部体制下) 産業部 消防部

活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 安全確保の具体策

ア【県及び町が実施する対策】

観光地での火山災害時の県、町、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

イ【町が実施する対策】

火山災害時には、町消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

エ【住民、自主防災会及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 安全確保の具体策

ア【県及び町が実施する対策】

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。

イ【町が実施する対策】

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行なうものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難

誘導を行うものとする。

3 登山者等の安全確保

(1) 安全確保の具体策

ア【町が実施する対策】

火山災害の発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずると共に、速やかな避難及び下山を支援するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

火山災害の発生時に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずると共に、速やかな避難及び下山を支援するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

参照

風水害対策編 第4章第1節（P297）

第2節 迅速な原状復旧の進め方

参照

風水害対策編 第4章第2節（P298）

第3節 計画的な復興

参照

風水害対策編 第4章第3節（P300）

第4節 資金計画

参照

風水害対策編 第4章第4節（P303）

第5節 被災者等の生活再建等の支援

参照

風水害対策編 第4章第5節（P304）

第6節 被災中小企業等の復興

参照

風水害対策編 第4章第6節（P309）

第7節 被災した観光地の復興

参照

風水害対策編 第4章第7節（P310）

第5章 継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成するものとする。
以下は、災害が長期化した場合に講ずべき対策の指針である。

第1節 避難対策

基本方針	
・ 通常の一過性の災害とは異なり、火山災害においては、火山活動が長期にわたり土石流等が、反復する継続的災害となる場合も考えられる。 その場合長期間にわたって、災害と「つきあっていく」ための情報伝達、避難等のための体制が必要となる。	
主な取組み	
1 火山現象に関する情報の伝達体制を整備し、避難誘導体制を強化する。 2 土石流等の長期的な反復の可能性のある場合は一時的な避難施設を建設する。	
実施機関	
(通常時)	(災対本部体制下)

取組みの内容

1 情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化

(1) 基本方針

災害の長期化が予想される場合には、災害発生等の情報の伝達を迅速かつ的確なものとし避難誘導に活かせる体制を整備して災害に備える必要がある。

(2) 実施計画

ア【県、町、関係機関が協力して実施すべき対策】

災害の長期化が予想される場合には、県、町、関係機関は互いに協力しあって、観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や住民にいち早く伝達され、住民が迅速に避難でき、また、現場で応急対策を行っている防災関係業務の従事者等が、避難できるようなソフト面、ハード面の整備を行う必要がある。

イ【町が実施すべき対策】

町は、避難指示等の発令基準の設定、住民、登山者等への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行うものとする。

2 一時的な避難施設の建設

県及び町は、土石流、火砕流等が長期間反復して起こる場合は、火山活動の活発化、降水等により被害が予想される場合等に、一時的に住民等が避難できる施設を建設するものとする。

第2節 安全確保対策

基本方針	
・雲仙普賢岳の噴火に見られたように火山活動は、一度本格化すると長期化する可能性が高い。また、いつ沈静化するかの予測は難しく根気強い監視が必要である。本県は、浅間山、御嶽山、焼岳、乗鞍岳等の活火山を抱えており、それら火山の活動活発化に備え監視体制を整える必要がある。 ・また、災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、応急仮設住宅等の建設をする。場合によっては、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた応急活動を実施する必要がある。	
主な取組み	
1 監視施設の整備を推進し、安全確保に対しの確な情報を得るよう監視体制を整備する必要がある。 2 住民生活を確保するため必要に応じて、応急仮設住宅等を建設する。 3 将来の復興を考慮に入れた計画的な応急対策を実施する必要がある。	
実施機関	
(通常時) 総務課 建設課	(災対本部体制下) 総務部 建設部

取組みの内容

1 火山泥流、土石流等の安全確保対策

(1) 基本方針

監視施設等より得る情報を早急かつ的確に処理し、警戒避難に関する情報を提供する。活動の状況を見て可能な対策工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【町が実施すべき対策】

火山活動の情報を伝え、的確な警戒避難体制を敷くための体制を整備するものとする。

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等

(1) 基本方針

災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、必要に応じて応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等をする。

(2) 実施計画

ア【町が実施すべき対策】

(ア) 応急仮設住宅

a 災害救助法が適用された場合

県に対し、町有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、町長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行うものとする。

知事の委任を受けて、町長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。

被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行うものとする。

b 災害救助法が適用されない場合

・応急仮設住宅の設置戸数を決定するものとする。

- ・建設用地を確保するものとする。ただし、私有地については、（a）のただし書きに留意するものとする。
- ・応急仮設住宅の設計を行うものとする。
- ・建設業者との請負契約を行うものとする。
- ・工事監理、竣工検査を行うものとする。
- ・入居者の決定には、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮するものとする。
- ・応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。

（イ）災害公営住宅

被災地域で500戸以上、若しくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設するものとする。

（ウ）既存公営住宅の再建

既存公営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

3 将来の復興を考慮した対策

継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要がある、応急活動と復旧活動を同時に行わなければならない場合もある。県及び町は、連携を取りあって、応急活動の段階から、将来の災害に強いまちづくりを視野に入れた、応急活動が、復興の第一歩となるような対策を講じる必要がある。

第3節 被災者の生活支援対策

基本方針	
・火山災害が長期化した場合、地域に経済的、社会的に重大な影響を与えることが予想される。 ・一日も早い地域の復興のためには、場合によっては、災害が継続中であっても、安全性に配慮しつつ被災者の生活再建のための支援や、被災した施設の復旧等の復興へ向けた措置を実施する必要がある。	
主な取り組み	
1 被害継続中における生活支援等の被災者支援策を実施する。 2 被災施設の復旧等の復興を図る措置を実施する。	
実施機関	
(通常時) ー	(災対本部体制下) ー

取り組みの内容

1 生活支援等の被災者支援策

(1) 基本方針

災害が長期化した場合、被災者は職場そのものを失ったり、事業の再開の見通しが立たない、農地の荒廃により農業の継続が困難になる等、生活のための収入の道をたたれ、生活再建が困難となる場合も予想され、被災者の生活再建のためには、積極的な支援策が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県及び町が関係機関の協力を得て実施すべき対策】

災害が長期化し、被災者の生活の再建が困難となった場合、被災者の生活支援のため以下のような支援策について検討を要する。

- (ア) 生活安定のための支援（生活資金の貸付等）
- (イ) 住宅の確保（住宅再建時の助成及び資金の融資）
- (ウ) 事業の維持、再建への支援（金融対策、移転再開経費等の援助等）
- (エ) 再就職と雇用の安定（職業訓練、就職奨励）

2 被災施設の復旧等復興を図る措置

災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、県及び町は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的広域的な対策を講じる必要がある。

また、その施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。